

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	鹿島建設 株式会社	東京都港区元赤坂1-3-1
2	株式会社 大林組	東京都港区港南2-15-2
3	清水建設 株式会社	東京都中央区京橋2-16-1
4	大成建設 株式会社	東京都新宿区西新宿1-25-1

2 入札参加資格停止措置期間

上記1から3の者 平成30年3月26日から平成30年9月25日まで（6カ月間）

上記4の者 平成30年3月26日から平成30年12月25日まで（9カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事

4 事実概要

公正取引委員会は、東海旅客鉄道㈱が発注するリニア中央新幹線建設工事の受注調整事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、平成30年3月23日、上記の者を検事総長に告発した。

5 短期加重の概要

大成建設㈱は、本市発注の水戸市新庁舎建設工事において、平成29年7月26日から平成29年8月8日まで本市から入札参加資格停止措置を受けており、当該措置満了の日から1年を経過しない期間であることから、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第79条第1項の規定により入札参加資格停止期間の短期加重措置とした。ただし、当初の入札参加資格停止期間が1カ月に満たないため1.5倍の期間とする。

6 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第5項「独占禁止法違反行為（一般工事等）」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第5項イ 「業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号及びアに掲げる場合を除く。)」	当該認定をした日から 6カ月以上12カ月以内